平成２５年（フ）第３５号
滋賀県彦根市野田山町1075番地２
債務者　西川　清一
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３９号
兵庫県尼崎市御園２丁目15番２―501号、前住所兵庫県西宮市室川町14番21―410号
債務者　小嶋さちみ
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４４号
兵庫県尼崎市次屋２丁目13番25号富田文化
債務者　元川　卓治
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４６号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目21番35ー528号
債務者　古市　　弘
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５５号
兵庫県西宮市小曽根町１丁目４番28―401号
債務者　嶋西　利彦
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６９号
兵庫県西宮市甲子園浦風町８番17―212号
債務者　山地　一平
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３０号
兵庫県西宮市上ケ原八番町４番13―107号
債務者　西尾　温子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３７号
兵庫県尼崎市立花町１丁目14番７号　メゾン立花201号
債務者　竹本　みさ
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５０号
広島市西区己斐本町１丁目23番15―410号
債務者　吉川　富子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
山口県長門市西深川3516番地５
債務者　伊達　照代
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第９号
山口県萩市大字椿東961番地１　アーバンハイツやまいち３号
債務者　山本　美和（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第９５号
愛媛県上浮穴郡久万高原町笠方2934番地
債務者　菅　　益雄
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７９号
福岡県うきは市吉井町宮田22番地２
債務者　宮崎　勝則
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５８号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄164番地５
債務者　野田　裕子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目４番32号、住民票上の住所大分県佐伯市弥生大字床木1023番地
債務者　右松　トシ
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
三重県熊野市紀和町板屋161番地
債務者　遅越ハツメ
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第４６号
秋田市八橋大畑２丁目12番１号　トーカンマンション八橋プラザ622号
債務者　鈴木　幹男
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７号
秋田県能代市河戸川字下大須賀７番地25
債務者　越中　哲雄
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
秋田地方裁判所能代支部